

資料 1 消防学校における教育訓練に係る関係法令等

消防組織法（抄）

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

（一～四略）

五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
（以下略）

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

（都道府県の消防に関する所掌事務）

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
（以下略）

消防組織法（抄）

（消防学校等）

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

（教育訓練の機会）

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

（以下略）

- 消防学校が消防職団員に対して行う教育訓練について、教育水準の確保に資するよう、これらに係る到達目標、標準的な教科目及び時間数、その他必要な事項を定めている。

教育体系

消防職員

職務・職責に応じて、4つの区分で体系的に実施

初任教育

新たに採用した消防職員
消防職員となる知識・技能を取得

専科教育

現任の消防職員
特定分野に関する専門教育訓練

幹部教育

消防司令補以上の階級の消防職員
指揮統制、組織運営、安全管理等の能力の向上

特別教育

特別な目的のため行う教育訓練
上記の教育訓練以外の教育

消防団員

職務・職責に応じて、4つの区分で体系的に実施

基礎教育

新たに消防団員となった者（経験3年未満）
消防団活動の基礎となる知識・技能を取得

専科教育

基礎教育を修了した団員
特定分野に関する専門的な教育訓練

幹部教育

班長以上の階級の団員
指揮統制、組織運営、安全管理等の能力の向上

特別教育

特別な目的のため行う教育訓練
上記の教育訓練以外の教育

教育内容（主な教科目）

初任教育

種目	教科目	単位時間数（小計）
基礎教育	倫理、法学基礎・消防法、消防組織制度、服務と勤務、理化学	72
実務教育	予防広報、危険物、消防用設備、査察、建築、安全管理、特殊災害と保安 等	231
実科訓練	訓練礼式、消防活動訓練、救助訓練、機器取扱訓練、消防活動応用訓練、体育	372
その他	実務研修、選択研修、行事その他	125
計		800

専科教育

種別	教科目	単位時間数（計）
警防科	防災、警防対策、消防戦術と安全管理、図上訓練、実技訓練、健康管理 等	70
特殊災害科	特殊災害の概論、危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令、図上訓練 等	49
予防査察科	予防査察行政の現状と課題、消防同意、査察、違反処理 等	70
危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物化学、危険物規制 等	35
火災調査	原因調査関係法規、原因調査、損害調査、鑑定、調査実習 等	70
救急科	救急業務及び救急医学の基礎、応急処置の総論、病態別応急処置 等	250
准救急科	救急業務及び救急医学の基礎、応急処置の総論、病態別応急処置 等	92
救助科	安全管理、災害救助対策、救急、救助器具取扱訓練、救助訓練、総合訓練 等	140

幹部教育

種別	教科目	単位時間数（計）
初級幹部科	訓練礼式、消防時事、消防財政、人事業務管理、安全管理、現場指揮 等	70
中級幹部科	訓練礼式、消防時事、消防財政、人事業務管理、安全管理、現場指揮 等	49
上級幹部科	管理職の役割、業務管理、人事管理、危機管理、事例研究、行事その他	21

基礎教育

種類	教科目	単位時間数（計）
基礎教育	訓練礼式、組織制度、ポンプ操法、火災防ぎょ、救急救助、安全管理 等	24

専科教育

種別	教科目	単位時間数（計）
警防科	講話、火災防ぎょ、防災、安全管理、事例研究、行事その他	12
機関科	講話、道路交通関係法令、緊急走行要領、ポンプ運用、機関整備、行事その他	12

幹部教育

種別	教科目	単位時間数（計）
初級幹部科	講話、訓練礼式、現場指揮、防災、防災指導要領、安全管理、行事その他	12
指揮幹部科	現場指揮課程	講話・現場指揮・安全管理、火災防ぎょ訓練、水災活動訓練 等
	分団指揮課程	講話・組織制度・安全管理、防災、災害対応図上訓練、事例研究 等

○ 消防学校の教育水準の維持向上に資することを目的として、消防学校の施設、人員及び運営について必要な事項を定めている。

施設の基準

教育訓練の効果を確保するため、必要な施設・設備、教材・教具を整備

教室・講堂・資料室	大教室、各種実験室、視聴覚室、講堂、図書室 など
消防訓練場	訓練塔、消火訓練施設、水難救助訓練用施設、実践的訓練施設 など
体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設	校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
学生寮	寄宿自習室、共用室、洗面・洗濯室、浴場
食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他	車庫、洗淨乾燥施設、その他教育訓練を行うために必要なもの

人員の基準

教育訓練を適切に実施するため、必要な人員を配置

必要教員数の算定方法

$$\text{各消防学校において必要な教員数} = \left[0.09 \times \left(\text{当該消防学校の最繁忙時の学生数} \right) \times \left(\text{補正係数} \right) \right]$$

↑
標準的な消防学校における最繁忙時の学生1名当たりに必要な教員数

補正係数（最繁忙時の学生数に乗じて得た数に適用）

最繁忙時の学生数	補正係数
七十人未満	一、二
七十人以上百人未満	一、六七から最繁忙時の学生数に〇、〇〇六七を乗じて得た数を減じた数
百人以上百四十人未満	一
百四十人以上百九十人未満	一、五から最繁忙時の学生数に〇、〇〇四を乗じて得た数を減じた数
百九十人以上	〇、八

備考 補正係数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

教職員

第六条
消防学校には、学校長、副校長、教頭、教員、事務職員及び舎監その他必要な職員を置くものとする。

学生の数

第八条
消防学校において、同時に授業を受ける一学級の学生数は四十人以下とする。ただし、特別な事由があるときはこの数をこえることができる。

合同授業

第九条
教育実施上必要があるときは、二学級以上の学生を合わせて授業を行うことができる。

運営の基準

教育効果を高め、適正で円滑な運営を確保

教育計画の策定・実施

各年度の末日までに、教育訓練計画を定め、効率的・効果的に教育訓練を実施する。

教育効果の測定・評価

学校長は教育の週末又は期間中において教育訓練の効果測定し、その実績を確認するとともに次回の教育実施に備えて反省を加える。

学生の卒業と表彰

所定の教科目を修了した者に対し、卒業又は修了の証明を行う。
成績が特に優秀な者又は他の学生の模範となる者に対しては表彰することができる。

協議会等の設置

学校長は、消防学校の運営に関する協議会等を設けることができる。協議会等は、学識経験者や関係行政機関の職員等をもって構成する。

内規の整備

学校長は、学校教育の運営上必要な事項について、内規を定める。

生活指導・管理

学生に対する紀律の保持に努めなければならない